

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第3条第1項の規定が適用されない場合)</p> <p>第9条 条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が認める場合</p> <p>第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の2第1項</u>の規定により退職した場合（<u>同法第81条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。） ）、<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した場合（<u>同法第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。） ）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(条例第3条第1項の規定が適用されない場合)</p> <p>第9条 条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>年齢60年に達した日以後に退職した場合（引き続いて定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された場合に限る。）</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が認める場合</p> <p>第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の6第1項</u>の規定により退職した場合（<u>同法第81条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した場合を含む。） ）、<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した場合（<u>職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第4条第1項</u>の期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した場合を含む。） ）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。